

小売業、社会福祉施設、飲食店の事業主の皆様へ

安全推進者の配置について

災害が多発している3次産業の事業場について、安全管理体制を充実し、労働災害防止活動の実行を高め労働 災害の減少を図るため、「安全推進者の配置等に係るガイドライン」が示されました。

1 対象事業場:<u>労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種</u>の事業場のうち、常時10人以上 の労働者を使用するもの

労働安全衛生法施行令第2条

	該当する業種	常時 10~49 人	常時 50 人 ~
第 1 号	林業、建設業、運送業、清掃業	安全衛生推進者	安全管理者の選
第2号	製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、	の選任義務	任義務
	家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器		
	小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業		
第3号	その他の業種	安全推進者の配置(ガイドライン)	

2 要件:事業場内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者。

なお、以下の者を配置することが望ましい。

ア 安全衛生推進者の資格を有する者

(安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者)

イ アと同等以上の能力を有すると認められる者

(労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者)

- 3 配置人数:原則として事業場ごとに1名以上配置すること。
- 4 周知:安全推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知する。
- 5 職務: 事業の実施を総括管理する者を補佐して以下の職務を行うこと。

また、事業者は、安全推進者の活動を実行あるものとするために、安全推進者に対して必要な権限を与えるとともに、知識の付与や能力の向上に配慮すること。

(1)職場環境及び作業方法の改善に関すること

例:職場内の整理整頓(4 S活動)の推進、床の凹凸面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 等

(2) 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

例:朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業にかかる安全な作業手順についての教育・研修の実施等

(3)関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

例:労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署 長への提出 等

京都労働局・各労働基準監督署